

平成 29 年 8 月 3 日

富山県信用組合

【厚生労働省富山労働局との包括連携協定の締結について】

富山県信用組合と厚生労働省富山労働局（以下、「富山労働局」という）は、相互の連携を図ることで、富山県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、『働き方改革にかかる包括連携』に関する協定」を締結いたしました。

多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進など働き方改革に向けた取組みが注目されている中、地域密着型金融を展開する当組合と労働や雇用についてノウハウを持つ富山労働局が、対話を通じた密接な連携により富山県内の働き方改革及び地域振興等を推進いたします。

[連携分野]

1. 職場環境の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他働き方改革に関すること。
2. 労働生産性の向上に関すること。
3. 雇用の促進及び安定に関すること。
4. 人材育成に関すること。
5. 非正規労働者の待遇改善、多様な働き方に関すること。
6. 富山労働局施策のPRに関すること。
7. その他本協定の目的に沿うこと。

[具体例]

- ・富山労働局は、金融機関が実施する働き方改革や労働関係助成金等に関する顧客・職員向けセミナー等に対して、関係資料の提供及び講師派遣等を行う。
- ・当組合は、働き方改革に関する先駆的な取組みを把握した場合に企業の了解を得て富山労働局へ情報提供し、富山労働局は好事例としてHP等を通じて広く情報発信する。

以上

協定書を交わす荒木理事長（右）と山崎局長（富山労働局）

